

熊本地震による家屋の減額補正(損耗減点)

熊本地震によって、半壊以上のり災判定を受けた家屋について、平成29年度から被災の程度に応じて減額補正を行っています。

地震から4年が経過し、修繕が進んでいることから、減額補正が適用された家屋について、修繕状況により令和3年度から次のように見直しを行います。

減額の割合		
年度	平成29年度～令和2年度	
評価額	被災程度に応じた減額	
減額割合	①全壊	60%
	②大規模半壊	45%
	③半壊	25%
↓ 見直し後は…		
年度	令和3年度から	
修繕状況	未修繕	修繕済み
減額割合	令和2年度までと同様、被災の程度に応じた減額割合(①～③)を適用。	減額補正なし

注意点
<ul style="list-style-type: none"> 未修繕の場合は、所有者の申請に基づき、必要に応じて現地調査を行い判断します。申請がない場合、修繕済みと判断します。修繕済みの場合は、手続きは不要です。 建物を取り壊した場合は届け出をお願いします。
申請方法と必要書類

申請書と全ての未修繕箇所の写真を添付して提出。
 ・申請書は、町ホームページからダウンロードできます。
 税務課の窓口にも備えてあるので、印鑑と写真を持参すれば窓口で申請することもできます。

申請期限
12月25日(金)
閩税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380

益城町グルメ応援券の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策の取り組みとして、町は対象要件を満たす大学生などに対して「益城町グルメ応援券」を発行しています。



交付を受けるためには**申請が必要です**。
 詳細な要件や利用できる店舗については町ホームページをご覧ください。

対象要件
本人か保護者等が町内に居住し、平成14年4月1日以前に出生し、熊本県内にある大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、専修学校等の各種学校に在籍する人

申請について
申請方法 益城町グルメ応援券交付申請書に次のものを添付して郵送で提出。 ①県内の大学等に在学していることが確認できるもの(学生証の写し、在学証明書の写し等) ②本人か保護者等が町内に居住していることが確認できるもの(マイナンバーカードの写しや免許証の写し等)
申請期限 12月28日(月)

益城町グルメ応援券について
交付される券の金額 5,000円相当(500円分×10枚) 使用期限 令和3年1月31日 使用場所 町内の登録店舗で利用可能
閩産業振興課 商工観光係 ☎ 286 - 3277